

山口市水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、都市の健全な発展と公衆衛生の向上に資するため、便所等の改造工事に要する必要な資金の融資あっせん及びその融資を受けた者への利子補給に関し必要な事項を定めるものとする。

2 融資のあっせん及び利子補給の対象となる区域（以下「融資あっせん対象区域」という。）は、山口市公共下水道の処理区域（下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第8号の処理区域をいう。以下同じ。）及び処理区域となる予定の区域（山口市山口地域下水道事業受益者負担に関する条例（平成17年山口市条例第206号）第5条第1項に規定する下水道受益者負担金の賦課対象区域をいう。）とする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 改造工事 既設便所を公共下水道に接続させるための工事及びこれに付随して同時に施工する排水管その他の排水施設の取付工事をいう。

(2) 改造資金 改造工事を行うために必要な資金をいう。

(3) 融資あっせん 上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が改造工事をする者に対し、取扱金融機関に改造資金の貸付けを行わせることをいう。

(4) 取扱金融機関 市が改造資金の融資業務を行わせるため告

示をもって指定した金融機関をいう。

(5) 保証機関 融資あっせんに係る融資の保証を行う機関であつて、取扱金融機関の指定するものをいう。

(融資あっせんを受けることができる者の資格)

第3条 改造資金の融資あっせんを受けることができる者は、次に掲げる要件を備えた個人でなければならない。

(1) 融資あっせん対象区域内の建築物の所有者又は改造工事について当該建築物の所有者の同意を得た使用者であること。

(2) 融資を受けた改造資金及び利子の償還能力を有すること。

(3) 市税、下水道事業受益者負担金及び下水道使用料を滞納していないこと。

(4) 改造資金を一時に負担することが困難であること。

(5) 下水道事業受益者負担金の賦課対象区域内であること。

(6) 処理区域となった日から3年以内に行う改造工事であること。ただし、この期間内に改造できなかつたことについて相当の理由があると認められる場合は、この限りでない。

(7) 融資あっせん対象区域のうち秋穂処理区においては、山口市下水道（秋穂処理区）排水設備工事等補助金交付要綱に基づく補助金を交付されていない建築物の所有者又は使用者若しくは交付を受ける予定のない建築物の所有者又は使用者

(8) 管理者が適当と認める連帯保証人を有すること（融資あっせんに係る融資の保証を保証機関が行う場合を除く。）。

(融資あっせんの額)

第4条 融資あっせんの額は、改造工事1件につき1万円以上80万

円以内で管理者が査定した額とする。ただし、対象家屋で2件以上の改造工事を要する場合には90万円、アパート等の特殊な改造工事には300万円を限度として管理者が査定した額とする。

2 前項の規定による融資あっせんの限度額は、総額300万円とする。

3 改造工事1件とは、大便器、小便器各1個又は大小兼用便器1個の改造工事をいう。

(融資の条件)

第5条 融資の条件は、次のとおりとする。

(1) 融資利率 市と取扱金融機関との間で定め、告示するものとする。

(2) 償還方法 融資を受けた日の属する月の翌月から起算して、改造工事1件につき、60箇月以内の元金均等月賦償還とする。

ただし、約定弁済日前においても繰上償還をすることができる。

(3) 遅延利子その他の融資条件 市と取扱金融機関との間で定め、告示するものとする。

(4) 流用の禁止 融資金は、改造工事以外の用途に使用してはならない。

(融資あっせんの申請等)

第6条 融資あっせんを受けようとする者(以下「申請者」という。)

は、水洗便所改造資金融資あっせん申請書(様式第1号又は様式第2号)に次に掲げる書類を添えて山口市下水道条例(平成17年山口市条例第208号。以下「条例」という。)第6条第1項の規定

による排水設備等の計画確認申請時に併せ提出しなければならない。

- (1) 申請者の印鑑登録証明書、所得証明書及び市税を滞納していないことの証明書
- (2) 連帯保証人の印鑑登録証明書、所得証明書及び市税を滞納していないことの証明書（それぞれ融資あっせんに係る融資の保証を連帯保証人が行う場合に限る。）
- (3) 第3条第5号のただし書きに該当する者は、改造工事遅延理由書（様式第3号）
- (4) 排水設備工事調書（見積書）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認めるもの

2 管理者は、前項の申請書の提出があったときは、書類等を審査の上、融資あっせんの可否を決定し、水洗便所改造資金融資あっせん予定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

3 管理者は、前項の規定により融資あっせんを可とする通知をするときには、水洗便所改造資金融資あっせん予定通知書（金融機関提出用）（様式第5号）により取扱金融機関に通知するものとする。
この場合において、管理者は、当該予定通知書を申請者に送付し、申請者が、次条第2項の規定によりこれを取扱金融機関に提出するものとする。

（融資の申込み等）

第7条 申請者は、前条第2項の規定による通知の日から起算して1月以内に、取扱金融機関に融資の仮申込みを行うものとする。

2 前項の仮申込みは、前条第2項に規定する予定通知書に、同条第3項に規定する金融機関提出用の予定通知書その他取扱金融機関が

必要とする書類を添えて行うものとする。

3 取扱金融機関は、第1項の仮申込みを受けたときは、水洗便所改造資金融資あっせん仮決定通知書（様式第6号）により、融資の可否等について遅滞なく申請者に通知するものとする。この場合において、取扱金融機関は、当該通知をした旨及びその内容を遅滞なく管理者に通知するものとする。

4 申請者は、前項前段の規定による通知を受けた後でなければ、改造工事に着手してはならない。

（連帯保証人）

第8条 連帯保証人は、次に掲げる要件を備えた者とする。

（1） 弁済の資力を有する個人であること。

（2） 一定の収入又は資産を有し、かつ、独立した生計を営む者であること。

（3） 市税、下水道受益者負担金及び下水道使用料を滞納していないこと。

（4） 申請者の配偶者又は同居人でないこと。

（融資あっせんの決定及び通知）

第9条 申請者は、排水設備工事調書（精算書）を条例第8条第1項の規定による工事完了届出時に提出しなければならない。

2 管理者は、条例第8条第1項に規定する工事完了の検査後、融資あっせんの額を決定し、水洗便所改造資金融資あっせん決定通知書（様式第7号）により申請者に通知するものとする。

3 管理者は、前項の規定による通知をするときには、水洗便所改造資金融資あっせん決定通知書（金融機関用）（様式第8号）により

取扱金融機関に通知するものとする。この場合において、管理者は、当該決定通知書を申請者に送付し、申請者が、次条第1項の規定によりこれを取扱金融機関に提出するものとする。ただし、融資あっせんを受けられないとした申請者に対しては、この限りでない。

4 管理者は、第2項の規定による決定に際し、融資あっせんの有効期間その他必要な条件を付することができる。

5 申請者は、第7条第4項の規定に違反して改造工事に着手した場合は、融資あっせんを受けることができない。

(融資の手続)

第10条 申請者は、前条第2項の規定による通知の日から起算して2月以内に、決定通知書に、同条第3項に規定する金融機関提出用の決定通知書その他取扱金融機関が必要とする書類を添えて、当該取扱金融機関に融資の申込みを行うものとする。

2 取扱金融機関は、前項の融資の申込みを受けたときは、速やかにこの規程に定める条件により融資を行うとともに、管理者に水洗便所改造資金融資報告書(様式第9号)を提出しなければならない。

(届出の義務)

第11条 この規程に基づき融資を受けた者(以下「借受人」という。)又は連帯保証人が、次の各号のいずれかに該当するときは、借受人又はその承継者は、第6条第1項各号に掲げる書類を添えて、水洗便所改造資金融資あっせん者等異動届書(様式第10号)により直ちにその旨を管理者に届け出なければならない。

(1) 死亡したとき。

(2) 氏名又は住所を変更したとき。

(3) 仮差押え、仮処分、強制執行、破産又は競売の申立て等を受けたとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、身分又は財産に重要な変動が生じたとき。

(融資のあっせんの取消し等)

第12条 借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、融資あっせんの決定を取り消すことができる。

(1) 第3条に規定する要件を欠くことになったとき。

(2) 虚偽その他不正な手段により融資を受けたとき。

(3) 償還を3箇月以上怠ったとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、管理者が当該融資の取消しを必要と認めたとき。

2 前項の規定により融資あっせんを取り消したときは、管理者は、当該借受人及び取扱金融機関に対し、水洗便所改造資金融資あっせん取消通知書(様式第11号又は様式第12号)によりその旨を通知するとともに、当該借受人に対し融資金の繰上償還を命ずることができる。この場合においても第5条第3号に規定する遅延利子を付するものとする。

3 管理者は、前項の繰上償還を連帯保証人に対しても同時に命ずることができる。

(利子補給)

第13条 管理者は、借受人が、融資金の償還を完済した場合には、予算の範囲内で借受人に対し当該融資金の利子相当額を補給する。

2 前項の規定により補給する利子相当額は、管理者が認定した額と

し、遅延利子を除くものとする。ただし、借受人が保証機関から融資あっせんに係る融資の保証を受けている場合に補給する利子相当額は、当該融資の保証契約に係る利子相当額とし、遅延利子を除くものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、市税、下水道事業受益者負担金、下水道使用料を滞納している者及び第3条第6号のただし書により、融資あっせんを受けた者については、利子補給はしない。ただし、管理者が特に認める場合は、この限りでない。

(利子補給金の申請等)

第14条 前条に規定する利子補給を受けようとする者(以下「利子補給申請者」という。)は、水洗便所改造資金融資利子補給申請書(様式第13号)に次に掲げる書類を添えて、融資金の償還完済後1年以内に管理者に申請しなければならない。

(1) 取扱金融機関が発行する完済証明書

(2) 市税を滞納していないことの証明書

2 管理者は、前項の規定による申請があったときは、内容を審査し、適当と認めたときは、水洗便所改造資金融資利子補給決定通知書(様式第14号)により利子補給申請者に通知するものとする。

(損失補償)

第15条 借受人が保証機関から融資あっせんに係る融資の保証を受けている場合を除き、借受人の債務不履行により取扱金融機関が損失を被ったときは、取扱金融機関は、損失補償請求書(様式第15号)により、管理者に対し損失補償を求めることができる。この場合において、管理者は、予算の範囲内においてこれを補償するもの

とする。

- 2 取扱金融機関は、前項の損失補償と引替えに、借受人に対して有する残債権を管理者に譲渡し、その旨を当該借受人に通知するものとする。

(連帯保証人に対する求償権)

第16条 前条第2項の規定により、借受人に対する残債権が管理者に譲渡されたときは、管理者は、第6条第1項に規定する申請書に記載された連帯保証人に対して当該残債権の求償権を有するものとする。この場合においても第5条第3号に規定する遅延利子を付することができるものとする。

(その他)

第17条 この規程の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第4条、第5条及び第7条の規定は、この規程の施行の日(以下「施行日」という。)以後に融資あっせんの申請があったものから適用し、同日前に当該申請があったものについては、なお従前の例による。
- 3 施行日の前日までに、廃止前の山口市水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給に関する規則(平成17年山口市規則第190号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規程の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成 22 年 3 月 17 日上下水道局規程第 2 号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第 6 条、第 7 条及び第 9 条第 5 項の規定は、この規程の施行の日以後に融資あっせんの申請があったものから適用し、同日前に当該申請があったものについては、なお従前の例による。

附 則（平成 23 年 9 月 26 日上下水道局規程第 5 号）

この規程は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 9 月 24 日上下水道局規程第 7 号）

この規程は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。